



安積の歴史シリーズ



第25回 近代 戊辰の兵火からの復興政策

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



軍夫の徴用

慶応4年(1868)7月ごろから奥羽鎮撫総督府は、統治下の農民を助郷人足や軍夫として徴用した。助郷人足とは、宿場から次の宿場まで荷物を輸送する人馬のことで、軍夫とは武器や弾薬・兵糧等の輸送に徴用した人馬のことである。

奥羽鎮撫総督府は、統治下村々に16歳より59歳までの男と牛馬を書き出すよう命じた。⁽¹⁾郡山宿の人数は第1表のとおりである。16歳から59歳の男は444人で、そのうちすでに372人は会津若松へ、11人は三春へ詰めており、残っているのは61人である。馬は88疋であるが、そのうち36疋は会津若松へ、3疋は三春へ詰め、37疋は病馬で、残っているのは12疋

である。牛は29疋であるが全て会津若松へ詰めておりと報告した。⁽¹⁾

駒屋村の人数は第2表のとおりで、16歳から59歳の男は58人で、

第1表 郡山宿の徴用人足と牛馬数

種別	員数	備考
人足	444人	16歳以上59歳までの者
	372人	会津若松詰
	11人	三春詰
残	61人	
馬	88疋	
	36疋	会津若松詰
	3疋	三春詰
	37疋	病馬
残	12疋	
牛	29疋	
	29疋	会津若松詰

そのうち14人は二本松へ、13人は本宮へ、5人は守山へ詰めている。他に1人は元二本松藩領の時に郷夫に出たまま未だに帰らない。9人は身弱・病

気の者で、残りは16人である。馬は50疋であるが、そのうち4疋は二本松へ、4疋は本宮へ、3疋は守山へ詰めており、残りは39疋であると報告した。⁽²⁾

奥羽鎮撫総督府は、藩がそれぞれに会津若松や二本松に人馬を徴用しているため、村々の人馬を調査し後続部隊が徴用できるよう員数を調べたのである。

年貢免除と備米の拝借願い

同4年8月に奥羽総督府参謀は、兵火に遭った者は今年の租税を免除する。戦地に徴用され難渋している者の租税を半分に免除する旨を達した。

第2表 駒屋村の徴用人足と馬数

種別	員数	備考
人足	58人	16歳以上59歳までの者
	14人	二本松詰
	13人	本宮詰
	5人	守山詰
	1人	郷夫に出て帰らず
	9人	身弱・病氣
残	16人	
馬	50疋	
	4疋	二本松詰
	4疋	宮へ詰
	3疋	守山
残	39疋	

安積郡の村々には守山藩取締所より達せられた。⁽³⁾

安積郡の村々は年貢の免除を願い出た。郡山町年寄今泉久右衛門等が連名し、守山藩取締所に願書を差し出した。⁽⁴⁾願書には、「7月7日朝に賊兵150人余が押し入るとの風聞があるので、阿久津村に宿陣している官軍に出兵を願い出た。間もなく賊兵100人程が西の方より押し寄せ、如宝寺や郷蔵場辺りより頻りに鉄砲を打ち乱入したので、町中が慌てふためき老幼・男女が東西南北に走り出し、家財等片付ける暇もなく命からがら逃げ延びたところ、蔵場や中町の所々より火の手が上り、町中が大火となった。折悪しく西北の風が激しかったため残らず焼失した。凡そ土蔵は100程が焼落ち、家は800軒が焼失した。賊兵は裕福な者の家に押し入り品々を盗み取り、官軍が操り込み戦いとなったので残らず逃げ去った。郡山町ではこれまで貯えてきた飯米まで焼失してしまった。13日に再び賊兵が乱入し焼け残った善導寺に放火した。焼け出された困窮人は今だに小屋懸けもできない者もおり難渋している。困窮はこのような非常の時の備糧であるので、早速貸し付けて窮民の救済にあたりたい。兵火を蒙った者は今年の租税を免除するとの達しがあり有難く思っている」と記載し、備米の拝借と年貢免除を願い出たのである。⁽⁴⁾

また、大槻組の富岡・八幡・只野村の名主・組頭等が連名して年貢免除を願い出た。大槻組村々は、4月から仙台藩兵が大槻村・只野村に在陣していた。閏4月には会津藩兵に放火され農具・飯料等が焼失し、そのうえ会津追討の諸藩に人足として人馬が徴用され農作業もできないでいたとして年貢納入の猶予を願い出た。⁽⁵⁾

しかし、これらの願いは聞き入れられなかった。守山藩取締所から、元二本松藩領の時と同じく納入するよう命じられ、6月に夏成金を納め、9月・10月・11月・12月と5回にわけて納入した。⁽⁶⁾

磐城平県須賀川民政局の管轄となっても同じで、夏成金は6月15日、一番成金は8月15日、二番成金は9月15日、三番成金は10月15日、皆済金は12月15日と、納入日を定めて納入した。⁽⁷⁾

困窮人の救済と家屋の再建

奥羽鎮撫総督府軍は、焼け残った村々の郷蔵か

ら困糧を持ち出そうとした。安積3組の惣代である笹川村名主河原吉兵衛等が、窮民を救済するための困糧であるので持ち出さないよう嘆願した。困糧とは、寛政年間(1789~1800)より貯えてきた糧で、家の建築費用や難渋者の救済、新竈取立等の際に貸し付け、農民の救済に充ててきたものである。

安積郡村々の農民は、元二本松藩や奥羽鎮撫総督府に人足や軍夫に徴用され農作業や仕事もできないでいた。郡山宿でも人足や軍夫に徴用され多くの者が難儀していた。そのため、武田太左衛門・永井惣吉・川口半右衛門・高橋徳治等は、無事に人足や軍夫を勤められるようにと米穀を抛出した。武田太左衛門は米70俵、永井惣吉は米150俵、川口半右衛門は玄米22石5斗(米50俵)、高橋徳治は酒4石6斗8升を出した。他に、武田太左衛門は郡山宿の打ち毀しの際に150両を出して一揆勢を帰らせている。川口半右衛門が抛出した玄米22石5斗は、7月6日より同月26日まで1人につき1升ずつの2,250人分であり、高橋徳治が抛出した酒4石6斗8升は、7月2日より同27日まで、1人につき2合5夕ずつの1,872人分である。⁽⁸⁾

郡山宿では、兵火によって焼失した家の再建に取り掛かった。守山藩取締所では家の再建のため材木の伐採と金銭を支給した。材木は小原田・福原・八山田・荒井村の官林から99軒分の松・杉の伐採を許可した。また、1戸につき5両ずつ417戸分の2,085両を給付して再建にあたらせた。⁽⁹⁾

明治2年正月に、年寄今泉久右衛門等13名が、町名の変更を願い出た。家の再建と町名変更を同時に行えば商売の励みになるとして願い出たもので、上町を本町、下町を大町と改めた。⁽¹⁰⁾

明治2年の凶荒と救済

明治2年は冷夏による大凶荒の年であった。安積郡の村々では戦後の復興を計っていた矢先のことである。

凶荒は、すでに5月より兆しが現れた。須賀川民政局では他県に米穀が流失するのを防ぐため穀留を命じた。10月に白河県が穀留を命じた。⁽¹¹⁾

米穀が不足するなか、穀商人が村々の米を買い占めたため、穀物が不足し米価が騰貴した。郡山

宿の穀屋6人が販売する米がないとして200俵の下げ渡しを願い出た。⁽¹¹⁾8月には郡山宿の旅籠屋20人が連名して、米穀の直段が上がり難儀しているため、払米を願い出て60俵の下米が認められた。⁽¹²⁾

凶荒による米不足は、米を原料とする酒造にも及び、民政局や県は酒造量を厳しく制限した。8月21日に、須賀川民政局は米穀が払い底となっているため、秋の酒造は沙汰があるまで休止するよう命じた。⁽¹³⁾11月に白河県は当年が稀なる違作であるため、これまでの酒造を4分の1に減量することを命じ、もし過分に造っている者がいれば処罰する旨を達した。11月25日に酒造は全て休止するよう命じた。⁽¹⁴⁾

米価が高騰し白河県内の人々に飢渴が迫った。白河県は、穀物を買入れ困窮者の救済を図るため、その資金を有志者に命じた。郡山町は3,200両、郡山組村々は800両、大槻組村々は1,200両、片平組村々は300両を出すよう命じられた。⁽¹⁵⁾郡山町では、第3表のように鳴原弥作・橋本万右衛門が

第3表 郡山宿の出金者名

出金者名	金額	出金者名	金額
鳴原弥作	350両	甲斐山忠左衛門	30両
橋本万右衛門	350両	石渡次兵衛	30両
橋本藤左衛門	200両	横山彦兵衛	30両
永井宗吉	170両	大竹惣左衛門	30両
安藤忠介	170両	古宮直右衛門	25両
山口哲蔵	130両	横田利兵衛	25両
佐藤伝兵衛	130両	田村屋 源吉	25両
武田重太郎	100両	永戸直之介	20両
増子政吉	100両	増子源之丞	20両
斎藤久之丞	100両	柏木喜兵衛	20両
阿部茂左衛門	80両	阿久津藤七	20両
宗形弥右衛門	70両	永井喜作	15両
高橋徳治	70両	阿部定之助	15両
滝田専三郎	70両	鳴原弥源次	15両
遠藤助右衛門	70両	福井太次郎	15両
木村屋 伝吉	70両	林屋 卯吉	15両
安藤権右衛門	60両	柏木武兵衛	10両
安藤久兵衛	50両	五十嵐安吉	10両
川口半右衛門	50両	武田利三郎	10両
横山定吉	50両	坂本留吉	10両
小針半七	50両	星名幸介	10両
津野喜七	50両	笠石屋 庄次郎	10両
阿久津屋 吉兵衛	50両	川崎屋 太兵衛	10両
佐藤政右衛門	40両	気仙屋 久蔵	10両
近江屋 喜兵衛	40両	井升屋 久兵衛	10両
影山新吉	40両	宝来屋 恒吾	10両
名木又兵衛	30両		
阿部茂介	30両	合計	3,220両

350両ずつ、橋本藤左衛門は200両、永井宗吉・安藤忠介は170両ずつ、山口哲蔵・佐藤伝兵衛は130両ずつ、武田重蔵・増子政吉・斎藤久之丞は100両ずつ、54名が出金し合計3,220両になった。⁽¹⁵⁾出金した人達は郡山宿の富裕な商人である。

民政局・出張所の設置嘆願

二本松藩は、郡山組・大槻組・片平組の各組に代官を1名ずつ配置していた。代官の屋敷を役屋敷と称し、現在の陣屋に構えていた。しかし、3組の代官屋敷は戊辰の兵火によって焼失してしまった。

明治2年3月25日に、郡山宿の阿部茂兵衛・鳴原弥作・永戸・橋本清右衛門・高橋徳治等が、陣屋の再建のため、翌26日に宿惣代柏木武兵衛、宿役人今泉定七郎等を磐城平に遣わした。⁽¹⁶⁾

明治2年5月2日に、須賀川に岩城平県須賀川民政局を置き、安積郡・岩瀬郡・田村郡を管轄させた。⁽¹⁶⁾それまで、郡山は出張所の建設を願い出ていたが、7月22日に平県須賀川出張所より出張所の件は、暫く見合わせるよう年寄今泉久右衛門等に達せられた。⁽¹⁶⁾

明治2年8月25日に、平民政局より平県管轄の村々は、福島県と白川県の管轄となる旨が達せられると、郡山町年寄・検断・町役人惣代等10名が連名して取締所の設置を願い出た。⁽¹⁶⁾願書には、「天正以前（天正元年は1573年）には郡山に城があり城主がいた。蒲生氏所領の時には6万石余の収納蔵が建てられ、代官が出張して政務を行っていた。寛永20年（1643）に旧領主丹羽氏が二本松に入城した後も、郡山には3人の代官屋敷と、年貢を収納する郷蔵が50余棟建てられていた。文政7年（1824）に郡山が村から町に昇格した。郡山は白川と福島の間位置し上り下りなどの宿泊に便利である。昨年8月に戊辰の兵火により代官屋敷は焼失したが、その後元陣屋跡に130坪余の陣屋を再建し、ほぼ出来あがっている」などをあげ、このまま笠間藩取締所の管轄となるよう嘆願した。町役人等は県の行政施設を誘致し復興の促進を図ろうとしたのである。

その後も、明治2年（1869）4月に磐城平民政局に、同年8月には長沼弾正に、同3年5月には白河県に、同5年3月には福島県に出張所の嘆願

書を提出した。⁽¹⁷⁾同5年2月には、郡山組惣代久保田村名主高橋久左衛門等11名が連名して、福島県に分局の設置を願い出たが許可されなかった。⁽¹⁸⁾

明治6年8月7日に、各郡に在勤官員と村世話方を置く旨が達せられた。在勤の場所は、白河郡は白河町、伊達郡は梁川・川俣、安達郡は二本松、安積郡は郡山、岩瀬郡は須賀川に置かれた。須賀川に置かれていた支庁はすでに廃止されていた。

郡山の在勤官員には本田治直、村世話方に岡田寧邦・山田明俊と警視捕亡が派遣されたが、分局や支庁が置かれることはなかった。⁽¹⁸⁾この取締所・出張所・分局の誘致運動が、その後の福島県庁移転運動に引き継がれることになる。

郷蔵と学校建設

郡山宿の蔵場には郡山組・大槻組・片平組村々の郷蔵が建てられていたが、戊辰の兵火によって大部分が焼失した。郷蔵とは、村の年貢米や貯穀・備米などを保管する蔵のことである。村々より取り立てた年貢米は郷蔵へ納められ、郷蔵から二本松城下や江戸に運ばれた。

郷蔵について、次のように記載されている。⁽¹⁹⁾「郷蔵は、現在の金透小学校の敷地内に建てられていた。寛永20年（1643）以前から建てられており、加藤氏・蒲生氏の時に建てられたと伝えられている。蔵は土蔵で安積郡の村々の年貢を納める蔵であったが、戊辰戦争の兵火で焼失し、明治45年には金透小学校敷地の西北隅に2棟存在するのみである」とある。⁽²⁰⁾郷蔵は戊辰の兵火により焼失し、その後は再建されることはなかったと考えられてきた。

しかし、郷蔵は売却され学校建設の費用に充てられたのである。

守山藩取締所は、村々に焼失した郷蔵の再建を命じた。慶応4年9月に大槻組惣代名主与五右衛門・藤七・友次郎が連名して、守山藩取締所に願書を提出した、願書には「普請しようにも軍夫に徴発されて残っている者がいない。年貢を納める時期となり、これから普請に取り掛かっても間に合わないので、年貢米は村々の蔵に納めたい」と記載されている。⁽²¹⁾

明治2年7月に、郡山宿の検断久三郎等が連名して、笠間藩民政裁判所に大槻組・片平組では郷

蔵を村々に建てており、郡山宿にある郷蔵を取り払う様子である。そうなれば、何が起きるかわからないので、当年の収納は郡山宿の郷蔵に納めるよう命じてほしいと願い出た。⁽²¹⁾「大槻組・片平組では郡山宿にある郷蔵を取り払う様子」とある。取り払う様子の郷蔵は焼け残った郷蔵か、再建した郷蔵か分からないが、蔵場の郷蔵を取り払い各村々に移築しているのである。

明治4年9月に、郡山宿に学校の建設が命じられた。そのため同年9月7日に、郡山宿名主今泉久三郎等が連名して、白河県になるだけ手軽に学校を建設したいので、蔵場にある郡山組・大槻組・片平組の郷蔵を売り払い、代金を学校の建築費用にあてたい。郷蔵が建っていた場所に学校を建設したいと願い出た。⁽²²⁾

学校建築のため郡山組・大槻組・片平組の郷蔵が売り払われたのである。売られた郷蔵は、焼け残った郷蔵か、再建された郷蔵かは明確ではないが、郡山組・大槻組・片平組村々の郷蔵が、学校建設の費用のため売り払われ、売れ残った2棟が金透小学校の西北の隅に建っていたのである。

註

- (1) 郡山市歴史資料館所蔵今泉家文書支配522
- (2) 郡山市歴史資料館所蔵岡家文書政治236
- (3) 註1
- (4) 『郡山市史』9資料(中)
- (5) 註2
- (6) 註1・註2
- (7) 今泉家文書政治21
- (8) 『郡山市史』9資料(中)、今泉家文書政治75
- (9) 『今泉久三郎日記』(『郡山市史』9資料(中)に所収)
- (10) 『郡山市史』9資料(中)
- (11) 今泉家文書政治21・18
- (12) 註7
- (13) 今泉家文書政治18
- (14) 『郡山市史』9資料(中)
- (15) 今泉家文書近代政治36・38
- (16) 註11
- (17) 今泉家文書政治22・49・70
- (18) 『郡山市史』9資料(中)
- (19) 明治45年『郡山町郷土史』
- (20) 『郡山市史』9資料中
- (21) 註11
- (22) 「今泉久三郎日記」(『郡山市史』9資料(中)、今泉家文書政治65)